



市制60周年を記念して「高石の歴史を紐解くコラム」を毎月連載します。長い年月をこえて受け継がれてきた高石の記憶を、皆さんと一緒にたどっていきましょう。

問合せ先 地域創生課 ☎(275)6082

## 浜寺由来の幻の寺 大雄寺

寄稿者 七野 大一  
監修 佐野謙太郎

南北朝時代の昔、高石には大きなお寺「大雄寺」がありました。このお寺は正平年間（1346年〜1370年）の初頭に南朝ごむらかみの後村上天皇の勅願により三光国師（孤峰覚明）が建立した七どうがらん堂伽藍を備えた禅宗寺院です。

その寺院は高石神社（高師浜4丁目）北側を中心に堺の船尾かいどう辺りまでの広大な敷地で、寺院の開堂の日には後村上天皇が臨幸し、南朝方の貴族官人の多くが列席したと伝えられています。

そのころの高石地域は南北朝内乱の最も激しい戦乱地帯といってもよく、和泉における南朝方の拠点の寺院として北朝方の拠点の寺院の家原寺（堺市西区）と対峙しました。その後、時代は室町から戦国に入り、争乱が繰り返される過程で次第に寺院は荒廃していき、歴史から姿を消しました。

この時代、南朝が拠点を置いていた吉野には日雄寺「山の寺」があり、同じ南朝方の大雄寺は海岸沿いにあったことから「浜の寺」と称され、現在の「浜寺」地名の由来となっています。また、明治6年（1873年）開園の日本最古の公立公園の一つである浜寺公園は大雄寺の寺域跡と思われるます。

浜寺の由来については、大正4年（1915年）地元の有志「高石温故会」の調査研究により文献史料にまとめられ、大雄寺旧跡を伝える石碑（高師浜1丁目4）も建立されました。また、高師浜1丁目16の金松山海光院大王寺は宗派こそ異なりますが、寺号からみても大雄寺と関係深い歴史ある寺院と思われる、他に第七区加茂墓地（加茂2丁目6）には大雄寺ゆかりのものとされる石仏も現存しています。

現在では浜寺の地名や公園などを含め、わずかにその面影を残す限りですが、高石温故会のご尽力により蘇った「幻の大雄寺」は後世に受け継ぐべき高石歴史遺産の一つです。



※書家・画家としても有名で京都相国寺の僧侶の石橋本獨山禪師に石碑の題字をいただきました。ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

次回の高石の歴史を紐解くコラムは、「綾井城と専稱寺」です。お楽しみに！

## たかいしクリーンアップキャンペーン 実施中

市民生活の土台となる街の景観や環境の質を高めていくことが重要ですが、ゴミや吸い殻のポイ捨てが街の魅力やイメージを損なう要因となっています。このため、ひとりひとりが「自分たちのまちを自分たちで守り、育てる」という意識を持ち、市民・団体・行政が一体となった街の美化清掃活動をこれまで以上に強化・推進してまいります。具体的には、「ごみゼロアプリ」を活用して、清掃活動を開始してみませんか。

問合せ先 環境政策課 ☎(275)6834



アプリのダウンロードはこちら▶



みんなできれいなまちづくり

清掃活動の見える化

ごみを拾った場所

清掃活動記録



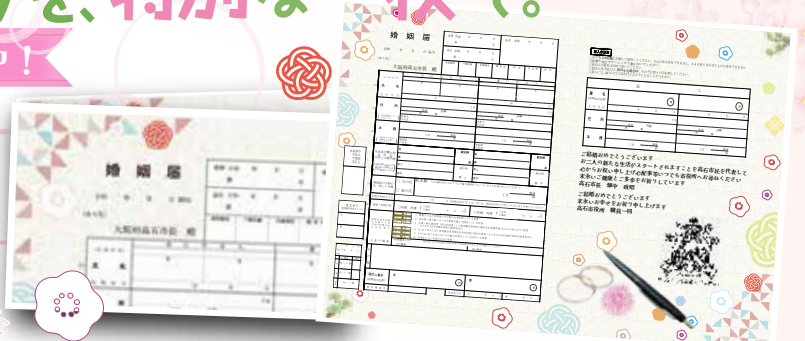
## ふたりのはじまりを、特別な一枚で。

市制60周年記念オリジナル婚姻届 配布中！

背景に本市の花や木である菊や松をあしらひ、市制60周年記念ロゴと本市からのお祝いメッセージを記載しました！

問合せ先 市民課 ☎(275)6219

市役所 市民課で5/1より配布  
お二人の大切な門出に、ぜひご利用ください！



## 国民年金

### 第1号被保険者への 独自給付をご存知ですか

#### ▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに亡くなられた場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子など)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

#### ▼遺族基礎年金

次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子」のある配偶者(または「子」)に支給されます。

- ①国民年金に加入している方
- ②国民年金に加入していた方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の資格期間が25年以上ある方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2

以上の方を対象とします。

または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

#### ▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなられた場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

詳しくはホームページをご覧ください。



問合せ 健康増進課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900

## 国民健康保険

### 保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、原則的に指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされ、納め忘れのない口座振替でお支払いいただくこととなります。

口座振替のご利用がまだの方は、健康増進課または取扱金融機関の各窓口で手続きを行ってください。

申請には、通帳・通帳届出印・マイナ保険証または資格確認書をご持参ください。のうち銀行を指定の方は、郵便局やゆうちょ銀行の窓口のみ手続きが可能です。また、一部金融機関の場合、健康増進課の窓口にてキャッシュカードでの利用登録も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。



問合せ 健康増進課 ☎(275) 6374

# 高石ニュース

## 号外

問合せ 地域創生課 ☎(275)6138

### 奉仕で知る人の絆

高石高生有志 被災地活動続ける

「力になれることたくさんある」

毎日新聞 2026年2月27日大阪版発行記事に掲載されました。 読者番号 C14177

朝日新聞 2026年3月26日 .23面一般記事に掲載されました。 承諾番号 26-0761 ※朝日新聞社に無断で転載することを禁じます

サッカーで選手 高石市名誉市民

「力になれることたくさんある」

- 企業版ふるさと納税 寄附ありがとうございました
- ・かんき株式会社様 寄附 災害時対応型避難所用ベッド(2台合計35万1560円相当)
- 寄附対象事業 安全と安心が実感できる強くしなやかなまちを創る事業
- ・株式会社アドバン様 寄附額 10万
- 寄附対象事業 子育て支援施策事業
- ・堺商工株式会社様 寄附額 10万
- 寄附対象事業 地域防災支援事業
- 寄附 組み立て式給水タンク(1台55万円相当)
- 寄附対象事業 安全と安心が実感できる強くしなやかなまちを創る事業

後期高齢者医療

7月から普通徴収(口座振替や納付書による納付)が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収分については暫定保険料がないため、4月から6月の間は口座振替や納付書による納付はありません。ただし、過年度分に対する保険料については、過年度分の口座振替は不可のため、納付書を送付します。

7月中旬に令和8年度の保険料決定通知等を送付しますが、普通徴収のみの方は、年間保険料を7月から翌年3月までの9回で納付いただくこととなります。

**問合せ** 健幸増進課 ☎(275) 6392

マイナ保険証の利用をご検討ください

お手元の資格確認書(桃色)の有効期限は令和8年7月31日までです。この機会に保険証として「マイナンバーカード」の利用をご検討ください。

利用登録は、医療機関・薬局の窓口、マイナポータルやセブン銀行ATMから可能です。

マイナ保険証の利用により、過去のお薬・診療データに基づきより良い治療が受けられ、突然の手術・入院でも高額支払いを避けることができます。また、緊急搬送時に適切な応急処置や病院の選定などに活用されます。

**問合せ** 健幸増進課 ☎(275) 6374

税

固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、令和8年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。

なお、免税点未満(課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満)の場合には送付されません。

納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、

面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

**問合せ** 税務課 ☎(275) 6109

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です

自賠責保険・共済は原動機付自転車を含むすべての自動車1台ごとに、自動車損害賠償保障法に基づき加入が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽自動車)は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。  
※自賠責保険の加入手続きは市役所ではできませんので自賠責保険の取扱代理店で加入手続きをしてください。  
**問合せ** 税務課 ☎(275) 6097

空き家への補助支援を拡充しました

防災・防犯上危険な住宅や人口減少問題を解決するために、空き家の利活用を推進しております。そこで、住宅のストックを有効に活用するために、空き家に対する支援を拡充しました。

拡充

**空き家購入補助(旧:30万円→新:最大200万円)**  
要件:子育て世帯若しくは若者世帯が6ヵ月以上使用されていない空き家を購入した場合  
※子育て世帯(18歳未満の子を同居・扶養している世帯)。夫婦のいずれかが39歳以下の夫婦で構成されている世帯。

拡充

**不要物撤去補助(旧:5万円→新:10万円)**  
要件:第三者への売却を目的とし、空き家やその敷地内にある家財道具などの一般廃棄物の整理をする場合

拡充

**空き家除却補助(旧:40万円→新:最大100万円)**  
要件:昭和56年5月31日以前に建築された建築物で空き家(6ヵ月以上使用実績がないこと)となっている木造住宅を解体する場合

新設

**境界確定補助(最大10万円)**  
要件:第三者への売却を目的とし、空き家やその敷地内と隣接する土地の境界確定に必要な測量をする場合

新設

**相続登記補助(最大10万円)**  
要件:第三者への売却を目的とし、空き家の土地・建物の相続に係る登記等をする場合

その他、耐震診断補助、耐震改修補助、ブロック塀除却などの補助があります。詳しくは、都市計画課住宅政策係までお問合せください。



問合せ 都市計画課 ☎(275) 6479

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産(土地・家屋)を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は、申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ①1月1日現在で、所有者が寡婦、ひとり親、特別障がい者、または65歳以上のいづれかであること
- ②所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
- ③所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
- ④固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
- ⑤自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること

※申請は第1期納期限までに行ってください。

9 問合せ 税務課 ☎(275)6100

6月1日は自動車税の納期限です

納付書の表面に印字されている「e-LQR」等を利用して

て納付ができます。府税を現金で納付する場合は、金融機関またはコンビニエンスストア等をご利用ください。

問合せ 府自動車税コールセンター ☎(0570)020156

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉:第1期分  
 〈都市計画税〉:第1期分  
 〈軽自動車税〉:全期分

6月1日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ 税務課 ☎(275)6094

各種

特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方(福祉施設入所者及び一定期間入院している方を除く)

支給額 月額3万450円

(2月・5月・8月・11月に支給)

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳未満の方(福祉施設入所者を除く)

支給額 月額1万6560円  
 (2月・5月・8月・11月に支給)

※いずれの手当も所得制限があります。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合せ 高齢・障がい福祉課 ☎(275)6294

マイナンバーカードの休日交付窓口

日時 6月14日のいずれも午前9時～正午

場所 市役所本館(1階)

取扱業務 マイナンバーカードの受取りなど

※年間休日窓口の日程はホームページを

ご確認ください。



2 問合せ 市民課 ☎(275)621

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の気になる情報をお届けします!

泉大津市



神社をめぐり、泉大津の魅力を見つけてみませんか?

泉大津市内 4 つの神社とその周辺スポットを紹介する観光パンフレットを作成しました。歴史や文化にふれながら、泉大津の魅力を楽しめる内容です。各神社で御朱印シールを集めて専用ページに貼ることもでき、大人も子どもも気軽にまち歩きを楽しめます。お出かけの際にぜひ活用してください。

問合せ 泉大津市地域経済課 ☎0725(33)1131



高石市



こども走り方教室2026

”走る”ことの基本動作から丁寧に指導致します!教室の詳細はカモンたかいしホームページよりご確認ください。ごきょうだい・お友達をお誘いのうえ是非ご参加ください!

日時 5月30日(土)

場所 鴨公園

※雨天時は、カモンたかいし

対象 年少～小学1年生:9:30-10:30

小学2年生～小学6年生:10:45-11:45

料金 1,500円(税込)

問合せ カモンたかいし

☎(263)2622



忠岡町



忠岡みなとマーケット

～新鮮なお魚がここに～



新鮮なお魚はもちろん、美味しい海産物料理もご用意して皆さまのお越しをお待ちしています。フリーマーケットも開催します。

日時 5月31日(日)9:00~15:00

場所 忠岡港(忠岡町新浜1丁目8番11号)

問合せ 忠岡漁業協同組合

☎0725(32)0459



**太陽光発電設備、蓄電池の購入費用の一部を補助**

2050年を目途に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシテイ」の実現に向け、環境省の交付金を活用し、太陽光発電設備や蓄電池などを新たに設置する個人・事業者への補助制度を開始します。補助対象設備ごとに条件があります。併せて企業立地等促進制度を活用いただける場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。



**申請期間** 令和9年1月29日まで

※予算がなくなり次第終了  
**申込・問合せ** 環境政策課 ☎(275)6254

**雨水貯留タンクの購入費用を一部助成**

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和します。貯留された雨水は、庭木への散水(節水効果)や打ち水(ヒートアイランド対策)として利用できるほか、災害時には飲

用水以外の生活用水として利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前にご相談ください。

**対象** 市内に住宅を所有し、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6カ月以内の方

※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。

**助成額** 購入金額の3分の2またはタンク容量(ℓ)×200円のいずれか少ない方の額(上限4万円)

**申込・問合せ** 11月30日までに下水道課 ☎(275)6424

**6月3日午前11時頃に市内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます**

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

**問合せ** 危機管理課 ☎(275)6245

**「令和8年度経済センサス活動調査」を実施します**

令和8年6月1日現在で、「令和8年度経済センサス活動調査」を実施します。全国すべての事業所・企業が対象の経済活動の実態を把握するために行う5年に一度の大規模調査です。

調査結果は、経営支援制度や各種補助金の検討材料、防災対策やまちづくりの計画の基礎資料のほか、民間において新規店舗の出店計画のための基礎資料としても活用されています。調査の趣旨をご理解いただき、インターネット回答用の書類が届きましたら、ぜひインターネットでご回答ください。

※紙の調査票をご希望の方は調査員の訪問をお待ちください。

**問合せ** 総務課 ☎(275)6394

**支援教育の取り組みについて**

市内の公立幼稚園・小中学校では、一人ひとりの教育的ニーズや個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を

行い、支援を必要とすること私たちの主体的な社会参加・自立につながる支援教育の充実に取り組んでいます。

また、市内の各校に通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーション等に課題のある児童・生徒への支援も進めています。

すべてのこともたちが、ともに学び、支えあい、生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

**問合せ** 学校教育課 ☎(275)6434

**学校における食物アレルギー対応ガイドラインを策定しました**

学校における食物アレルギー対応ガイドラインを策定いたしました。学校・保護者・医療機関が連携し、正確な情報の共有と万全の体制づくりに取り組みます。

令和9年4月より実施いたします。

**問合せ** 教育総務課 ☎(275)6428

令和7年度の余った**無料普通ごみ処理券**を**日用品と交換**します



令和7年度の無料普通ごみ処理券(緑色)を使い切らずに残されている場合、15枚(1シート)をトイレトーパーパー2ロールに、30枚(2シート)を30リットルのごみ袋1セット(10枚)に交換します。なお、15枚(1シート)に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトーパーパー1ロールと交換します。

**交換期間**

5月13日(水)から5月19日(火)  
※土・日も実施

**時間** 9:30~16:30  
**会場** 市役所別館(1階)  
**持物** お持ち帰り用の袋  
※必ずお持ちください

問合せ 環境政策課 ☎(275)6834

JAいずみのとの協働事業  
特定健診特典付定期貯金

期間中に特定健診等を受診し、スーパー定期貯金(20万円〜100万円)を新規で預けると、農協全国商品券を10000円分受け取ることができず。

期間 令和9年3月31日まで

対象 高石市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳細はJAホ



ームページまたは本店へ  
問合せ JAいずみの本店  
☎072(439)2381

日赤活動資金にご協力を

日本赤十字社の災害救護、国際活動、医療事業、血液事業等の活動は、皆様からご協力いただいている活動資金で成り立っています。今年度も赤十字運動の活動資金を募集しますので、ご協力をお願いします。

問合せ 社会福祉課 ☎(275)62803

みんないっしょに生きる社会を  
まっぼっくり

施行から10年  
～「部落差別の解消の推進に関する法律」～

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている。我が国固有の人権問題です。

このような部落差別の解消を推進する「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28(2016)年12月から施行されました。部落差別解消推進法第6条に基づき実施した「部落差別の実態に係る調査」の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した方の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっていました。

令和4年に国が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、部落差別・同和問題が存在する理由として、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が60.9%と最も高くなっています。また、以下には、「部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」などの順になっています。偏見や差別意識に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別(同和問題)を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

人権・生活相談課 ☎(275)6279

太陽光発電システムの点検商法に注意

突然、業者が訪問し「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日、業者が改めて来て、ドローンを飛ばして太陽光パネルを点検した。業者から「ドローン点検の結果、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と説明され、言われるがまま約40万円の契約をした。ネットで調べた家族から、だまされているので解約をするように言われた。業者の説明が虚偽なら解約したい。(80歳代)

- 太陽光発電システムの定期的な点検は重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- 「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは設置した事業者へ相談し、点検の可否を確認しましょう。
- 点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せず、複数社から見積もりを取り検討しましょう。

※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第534号」から抜粋・イラスト黒崎玄

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter



困ったときは、消費生活センターへ ☎(267)5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00~16:45  
休業日 土・日曜日、祝日  
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください  
※休業日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください